

令和3年10月28日開催

医療審議会5事業等推進部会 会議録

医療審議会 5 事業等推進部会（令和 3 年 1 0 月 2 8 日開催）会議録

（愛知県保健医療局健康医務部医務課 山本課長補佐）

お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今から令和 3 年度 1 回目の「愛知県医療審議会 5 事業等推進部会」を開催させていただきます。

私は、事務局の保健医療局健康医務部医務課の山本と申します。よろしくお願いいたします。開会にあたり、保健医療局長の吉田から御挨拶を申し上げます。

（愛知県保健医療局 吉田局長）

こんにちは。本日はお忙しい中、愛知県医療審議会 5 事業等推進部会に御出席いただき、誠にありがとうございます。皆様方におかれましては、日ごろから、それぞれのお立場から、医療の確保・提供、そして質の向上に御尽力いただき、この場をお借りして、厚くお礼申し上げます。

また、今回の新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、特に医療従事者の皆様には、御尽力いただき誠にありがとうございます。皆様の御尽力により、大変な規模にまで拡大致しました第 5 波も、小康状態にまで持ち込むことができていると思っております。

しかしながら、知事も申し上げているように、第 6 波の再燃も避けることができないのではないかとされておりますので、基本的な感染症対策につきましては、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

さて、この当部会につきましては、救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療及び在宅医療に関すること並びに医師を除く、保健医療従事者の確保に関することについて、皆様に御審議賜ることとなっております。

本日の会議では、議題に「地域保健医療計画の中間見直し（5 事業等推進部会審議事項分）について」御審議賜りたいと考えております。

議題の詳細につきましては、後ほど事務局より御説明いたしますが、昨年度御審議賜りました見直し案につきまして、時点修正等を加えました最終案を御審議賜りたいと思います。限られた時間ではございますが、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願いいたします。

（愛知県保健医療局健康医務部医務課 山本課長補佐）

続きまして、委員の皆様の御紹介でございますが、本来ならば、お一人ずつ御紹介させていただくべきところでございますが、時間の都合もありますので、皆様にお配りした配席図に代えさせていただきます。今回から、新たに委員に就任された 3 名の方について御紹介させていただきます。

本日はオンラインにてご参加いただいている、

- ・名古屋市立大学医学部長 高橋 智委員様
- ・愛知県公立病院協会会長 谷口 健次委員様

本日会場にお越しいただいております、

- ・愛知県市長会会長 犬山市長 山田 拓郎委員様
- 以上でございます。

なお、本日、御欠席との御連絡をいただいております委員様が3名おります。

- ・名古屋大学医学部長 門松 健治委員様
- ・愛知県消防長会会長 小出 豊明委員様
- ・愛知医科大学医学部長 若槻 明彦委員様

以上の3名となっております。

(愛知県保健医療局健康医務部医務課 山本課長補佐)

続きまして、定足数の確認をいたします。

この部会の委員数は15名であり、定足数は過半数の8名でございます。現在、オンラインでの参加を含め、12名の御出席をいただいておりますので、本日の会議が有効に成立していることを御報告させていただきます。

また、本日は傍聴の方が2名いらっしゃいますので、よろしく願いいたします。

議題に入ります前に、資料の確認をお願いいたします。資料は、事前に郵送させていただいております、「配付資料一覧」のとおりです。資料につきまして、不足等ございましたら、お申し出ください。

今回の会議はオンラインで8名の方が参加されておられます。恐れ入りますが、御発言される時に所属と御名前を述べてからご発言くださるようお願いいたします。

また、オンラインで参加されている委員様におかれましては、発言される際を除き、画面下部のマイクのマークを赤いミュート状態としていただきますようお願いいたします。

それでは、以後の進行は、公益社団法人愛知県医師会副会長杉田洋一部会長にお願いいたします。

(杉田部会長)

部会長の杉田です。委員の皆様のご協力をいただき、円滑な会議運営に努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、議事録署名人を決定したいと思います。「愛知県医療審議会運営要領」第4に基づき、議事録に署名していただく委員を2名指名することとします。

藤田医科大学医学部長岩田委員と愛知県町村会山本委員にお願いしたいと

思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、議題に移る前に、本日の会議の公開・非公開について、事務局から説明してください。

(愛知県保健医療局健康医務部医務課 山本課長補佐)

本日の会議の議題につきまして、「愛知県医療審議会運営要領」第3に規定する、不開示情報等が御座いませので、原則どおり公開とさせていただきます。

(杉田部会長)

ありがとうございます。委員の皆様よろしいでしょうか。よろしいようですので、本日の会議は公開とします。

それでは、本日の議題である、「地域保健医療計画の中間見直し(5事業等推進部会審議事項分)について」の審議に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

(愛知県保健医療局健康医務部医務課 久野担当課長)

医務課担当課長の久野と申します。本日は議題に関する資料としまして、資料1から資料5までを御用意させていただいております。順に御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。それでは、資料1をお手元に御用意ください。計画案を御審議いただきます前に、地域保健医療計画の中間見直しに関する経緯等につきまして、改めて説明させていただきます。まず、項目の1の趣旨でございます。都道府県は、医療法の規定により、地域の実情に応じた、地域の医療提供体制の確保を図るための計画を定めることとされております。

本県では、愛知県地域保健医療計画を策定いたしまして、がんや脳卒中などの5疾病、救急や災害医療などの5事業の他、在宅医療などの医療提供体制の確保につきまして、それぞれ記載をしております。現在の本県の医療計画は、計画期間を6年間としまして、2018年3月に策定をしておりますが、医療法では、必要に応じて中間見直しを行うこととされておりますことから、昨年度から、計画の中間見直し案につきまして、御審議をいただいているところでございます。本日、委員の皆様には、地域保健医療計画のうち、当部会の審議事項であります、5事業、在宅医療、医師を除く保健医療従事者に関するそれぞれの記載内容につきまして、御審議をいただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、項目の2をご覧ください。当部会における計画の見直し状況につきまして、説明させていただきます。まず、(1)審議状況でございますが、昨年11月24日から27日にかけて、令和2年度の1回目の部会を書面

開催させていただき、中間見直しの素案について御審議いただいております。3月19日に開催しました令和2年度の2回目の部会では、医療体制部会で審議されました中間見直しの試案につきまして、御報告をさせていただいております。今年度に入りまして、5月15日から6月13日まで、計画全体になりますが、見直し案に関するパブリックコメントの実施と、市町村並びに関係団体への意見聴取を行っております。本日御審議いただきます案は、意見聴取によりいただきました御意見などを踏まえ、修正を行ったものとなっております。後ほど説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

次に(2)主な見直し内容でございますが、大きく2点ございます。1点目につきましては時点修正でございますが、計画中に記載があります統計資料や医療施設数などにつきまして、時点修正を行っているものでございます。2点目の主な見直し内容でございますが、国の通知に基づく目標値の設定でございます。本県では、国から示されます医療計画の作成に関する指針を参考にいたしまして、見直し作業を進めております。今回、国の通知に基づき、該当する箇所の目標値につきまして、それぞれ見直しを行っている状況でございます。

資料右側には、計画策定に関するスケジュール案をお示ししておりますので、参考に御覧いただければと存じます。本日の当部会の審議内容を踏まえまして、今後、11月4日に開催予定の医療体制部会において計画全体の最終案が審議されまして、来年3月には医療審議会から答申をいただく予定となっております。資料1の説明は以上とさせていただきます。続いて資料2をお手元に御用意いただきたいと思います。

資料2につきましては、只今御説明させていただきました、パブリックコメントにより県民の皆様からいただきました御意見をまとめたものとなっております。当部会の審議事項に関するものとしたしまして、12件の御意見をいただいております。内訳といたしましては、災害医療対策の関係が2件、へき地保健医療対策の関係が7件、在宅医療の関係が1件、保健医療従事者の確保対策が2件となっております。今回、この御意見を踏まえまして計画の見直し・修正は行っておりませんので、個別の説明は省略させていただきたいと思っておりますが、本県としましては、引き続き体制整備や各種事業の実施等に努めていくこととしておりまして、県の考え方を整理させていただいておりますので、御確認いただければと思います。

続きまして、資料3をお手元に御用意いただきたいと思います。資料3は、医療法の規定に基づきまして、市町村並びに関係団体の皆様へ御意見をお伺いした結果をまとめたものでございます。当部会に関係するものとしたしまして、6件の御意見をいただきましたが、今回、2件の御意見につきまして修正案に反映をさせていただいております。まず、番号の1、愛知県保険者協議会様からいただきました、地域医療支援病院の整備に関する目標値の御意見です。現状値と目標値の形式が同一ではないため、現状値の記載を見直してはどうかと

の御意見をいただきましたので、形式を合わせるよう修正をさせていただいております。次に番号の6、愛知県薬剤師会様からいただきました、在宅医療対策に関する御意見でございます。後ほど資料5でも説明させていただきますが、プライマリ・ケアの現状に関する記載のうち、薬剤師・薬局に係る部分につきまして、新たに創設されました地域連携薬局制度の追記等、いただきました御意見のとおり修正させていただいております。

ただいま説明させていただきました内容を踏まえた見直し案につきまして、資料4にまとめております。お手元に資料4を御用意ください。

表紙をおめくりいただきますと、1ページから18ページまで、新旧対照表という形で、前回の当部会でお示しいたしました見直し案から修正のあった箇所を網掛けで強調させていただいております。時間の都合もございますので、主な修正内容のみ説明させていただきます。

まず、新旧対照表の1ページをご覧ください。計画の第3部 第1章 第3節の地域医療支援病院の整備でございます。「2 地域医療支援病院の承認状況」の「現状」欄に記載がございます第二赤十字病院につきまして、本年7月に日本赤十字社愛知医療センター名古屋第二病院に病院名が変更されておりますので、日赤名古屋第二病院に修正させていただいております。なお、これ以降のページにつきましても、同様に病院名の修正を行っております。その下、「目標値」でございますが、先ほど御説明しましたとおり、愛知県保険者協議会様からの御意見を踏まえまして、「2次医療圏に1カ所以上」という目標値に合わせまして、現状値の28病院の下に、整備済みの2次医療圏の数を追記しております。

裏面の2ページを御覧下さい。地域医療支援病院の一覧がございます。病院名の修正につきましては、只今の第二赤十字病院の他、同じく7月に病院名が変更になりました第一赤十字病院、また、本年4月に名古屋市立大学の医学部附属病院となりました市立東部医療センター及び市立西部医療センターにつきまして、それぞれ病院名を修正させていただいております。

続きまして、6ページを御覧ください。第4章の災害医療対策に関する修正でございます。まず、6ページ中段でございます「愛知県災害時保健師活動マニュアル」につきまして、既にマニュアルの改正を行っていることから、修正並びに削除を行っております。

次に9ページから11ページにかけて、災害時の医療提供体制の体系図、並びにその説明の部分でございますが、こちらは現状の体制に合わせて修正を行っております。

続きまして新旧対照表の最後のページになりますが、18ページを御覧下さい。まず、第7章のへき地保健医療対策の「2 へき地医療対策」ですが、こちらは自治医科大学卒業医師に関する記述について修正を行っております。本県では、自治医科大学卒業医師向けの「キャリア形成プログラム」を策定して

おりますが、今回、この「キャリア形成プログラム」の改正によりまして、義務年限終了後の県職員の身分保障の年数を見直しておりますので、計画上も修正を行っております。その下、資料中程からになります。第8章の在宅医療対策につきましては、先ほど資料3で御説明をさせていただきました、愛知県薬剤師会様からの御意見を踏まえまして、プライマリ・ケアの現状について、現行計画に記載のある「医薬分業の推進」を削除し、法改正により本年8月から地域連携薬局の認定制度が施行されておりますことから、地域連携薬局に関する記載の追加をさせていただいております。

新旧対照表につきましては以上となります。次ページ以降につきましては、当部会の審議事項に関する部分の計画本文の修正案となっております。時間の都合もございますので説明は省略させていただきたいと思いますが、修正箇所につきましては、新旧対照表と同じく網掛けで強調させていただいております。削除部分は見え消しの状態で残しておりますので、御確認をお願いいたします。

それでは、最後になりますが、資料5をお手元に御用意いただきたいと存じます。こちらは、計画策定時に作成をしております計画の概要版から、当部会の審議事項分を抜粋したのとなっております。各項目につきましては、計画の本文から、今後の方策の主なものと目標値をそれぞれ抜粋して掲載させていただいている内容となっております。時間の都合もございますので、個別の説明は省略をさせていただきます。記載内容につきまして御確認いただければと存じます。私からの説明は以上でございます。御審議の程よろしくお願いいたします。

(杉田部会長)

ありがとうございました。今の説明に対して、御質問、御意見がある委員はよろしくお願ひします。今の説明以外の部分についても、本日の資料の中から気になる点があれば。

(相村委員)

歯科医師会の相村です。

(杉田部会長)

どうぞ。

(相村委員)

中間見直し案の第9章のところ、保健医療従事者の確保対策について、歯科医師、薬剤師確保のところで、この計画は今後の三年間にかかる部分の事業計画案であるが、歯科医師で県におられる方で、退職される方もいると聞いている。三年間のうちに、

県におられる歯科医師の数が減ってしまうので、その補充に関する文言を入れていただくと非常にありがたい。本年、一名増員していることは承知しているが、今後、減少した場合に、歯科医療の充実という意味で、人員の確保をしていくという文言を入れていただくと非常にありがたいなど。以上です。

(杉田部会長)

今の発言に対して、事務局からありますか。

(愛知県保健医療局健康医務部医務課 久野担当課長)

医務課の久野でございます。ご質問ありがとうございます。本日、歯科医師を所管している担当課が事務局におりませんので、いただいた御意見を担当課に伝えまして、計画の見直し・修正が可能か、事務局の方で調整させていただきたいと思えます。

(杉田部会長)

他に御質問は。

(岩田委員)

藤田医科大学の岩田ですが質問よろしいでしょうか。

(杉田部会長)

どうぞ。

(岩田委員)

資料5の中間見直しで数値がでていますが、この目標値自体は変わっていないのでしょうか。策定時から3年間で数値が動いているだけでしょうか。

(愛知県保健医療局健康医務部医務課 久野担当課長)

医務課の久野でございます。今回は中間見直しということで、基本的には変わっておりませんが、全ての目標値が変わっていない訳ではございません。概要版で言いますと、資料の3ページ、第8章の在宅医療対策ですが、こちらは現行計画の目標値が昨年度までのものとなっておりますので、令和5年度に目標値を伸ばして修正させていただいております。また、申し訳ございませんが、2ページにお戻りいただきまして、第4章の災害医療対策につきましては、目標値そのものを変更させていただいております。災害拠点病院・災害拠点精神科病院以外の病院における業務継続計画の策定率を、新たな目標値として設定させていただいております。以上です。

(伊藤委員)

よろしいでしょうか。

(杉田部会長)

どうぞ。

(伊藤委員)

愛知病院協会の伊藤です。災害医療の提供体制体系図の急性期から亜急性期と、中長期の体系図が載っていますが、現状、保健医療活動チームとしてDMATという国のシステムと、JMATという日本医師会のシステム、それからDPATという日本精神科病院協会のシステムの3つのチームが動くこととなっておりますが、DMATは72時間までの緊急性の高い救急医療を提供することとなっております、JMATは災害救助法が適用された後に活動するという主な働きからすると、現状、その間をつなぐような、或いはDMATと同時に活動するような、例えばAMATの様な、様々な災害支援チームがあることを鑑みると、体系図にそれらのシステムを組み入れるということは可能でしょうか。

(部会長)

質問に対して、事務局お願いします。

(伊藤委員)

今すぐAMATなどを入れてくださいという話ではなく、今後、実際に災害時の活動に谷間が生じ、支援に障害が生じることからすると、様々な、公的に動いている、実績のある災害救援のチームを、今後活動チームとして体系図の中に入れることができるのかという質問です。

(愛知県保健医療局健康医務部医務課 久野担当課長)

体系図につきましては、本県で策定しております災害対策計画等に基づきまして、それぞれ関係する団体様や医療救護班等の様々なチームを掲載させていただいておりますので、今後、必要ということでありましたら、関係する会議等でお諮りさせていただきまして、見直しは可能かと考えております。

(杉田部会長)

今の伊藤委員の意見ですけれども、実際、災害時にはDMATの活動時間が決まってはいるというものの、それより長く、1週間ほど活動していただいているDMATも多数あります。DMATからJMATに移行してしまうような場合もあります。また、JMATについても、本来、災害時という約束ではあるものの、今回のコロナもJMATが活動しておりますし、実際にはそのところについては、好い

加減に運用されているのが現状です。それから日赤のチームはそういうところから外れて、独自のチームで行動をしております、日赤は日赤で自らの意思で動いているという感じですから、臨機応変に、適当に対応しているところです。

(杉田部会長)

私から質問よろしいですか。パブリックコメントの災害医療対策のところですけども、1の県の考え方で、「被災地外の医療施設まで搬送できる体制を整備しております。」とありますが、いいことなんですけど、大変だと思うんですけども、どの程度できあがっているのでしょうか。

(愛知県保健医療局健康医務部医務課 久野担当課長)

医務課の久野でございます。只今、部会長様から御質問のありました「被災地外の医療施設まで搬送できる体制を整備しております。」の部分でございますが、実際にはS C Uの整備に関する記載をしているものでございます。現状は、名古屋空港で体制が整えられるようになっておりますが、現在、設置場所につきましては、見直しの検討を行っております。実際に災害が起こった際に被災地外へ搬送ができる体制につきまして、今後検討して整備を進めてまいりたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。

(杉田部会長)

東北の地震の時は亡くなった方が多く、けが人の搬送が大きな問題とはならなかったですが、神戸の時はけが人の搬送が大変でして、救急車に一人乗せたら当分戻ってこれないというような状況が続きました。実際に名古屋のような大都市で、直下型の地震が起きたときに、けが人をどう運ぶのかというのはとんでもないことだと思いますので、考えておいてください。それから小牧市の空港でもよいのですが、名古屋からは橋を渡らないといけないので、救急隊が橋を渡れるのかという問題もでてきます。そういうことも考えて場所を考えましょう。

(杉田部会長)

他に御意見は。御意見等が出尽くしたようですので決議に移りたいと思います。「地域保健医療計画の中間見直し(5事業等推進部会審議事項分)について」、委員から質問がありましたので、事務局において必要な修正を行うこととして承認してよろしいでしょうか。

(杉田部会長)

御異議ないようですので、承認することとします。以上で本日の議題は終了しました。最後に事務局から何かありますか。

(愛知県保健医療局健康医務部医務課 山本課長補佐)

医務課の山本です。本日の会議録につきましては、会議冒頭で部会長が指名されました、御二人の署名者に御署名をいただく前に、発言者の方に発言内容を御確認いただくことにしておりますので、発言された委員様におかれましては、事務局から依頼がありましたら御協力くださいますよう、よろしく願いいたします。以上です。

(杉田部会長)

それでは、今日の審議はこれで終了いたします。ありがとうございました。